

建設工事における最低制限価格の見直しについて

建設産業を取り巻く経営環境を踏まえ、地域の経済・雇用対策を目的とし、建設業の健全な発展や公共工事の品質確保を図るため、最低制限価格の範囲を次のとおり見直します。

85% 最低制限価格 90%

90%に近づくよう算定式の見直しをおこなっています。

平成22年3月1日以降に入札公告(指名)する案件より適用します。

上記最低制限価格を適用する案件より、最低制限価格の事後公表は実施しません。

適用期間:平成22年3月1日以降～(当分の間)